

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年8月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年10月1日まで

私は、昭和26年1月からB社に勤務し、27年9月末まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社の被保険者名簿及び事業所整理記号払出簿によると、同社は、昭和26年4月1日に厚生年金保険の事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかし、A社（昭和26年4月1日にB社から名称変更）の被保険者名簿において、昭和26年4月1日から同年8月3日まで、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が、昭和26年4月1日にB社に入社した時には、申立人はすでに勤務しており、また、私が退社する時には、まだ申立人は勤務していた。」旨を供述している。

また、B社の被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和26年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、オンライン記録により、26年4月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が勤務していた事業所は、一貫してB社であった。勤務期間中は、勤務形態等に変化は無かった。」旨を供述していることから、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっ

た後も、同社はA社として事業を継続していたことが認められる。

さらに、昭和26年4月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した16人のうち、申立人を除く15人が同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、継続して勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年8月3日まで、A社に勤務し、26年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における昭和25年10月の被保険者名簿の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間の被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和26年8月3日から27年10月1日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和26年8月3日から27年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月25日から同年5月13日までの期間に係る船員保険料を事業主であるA（船舶所有者）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者における資格取得日に係る記録を14年4月25日に、資格喪失日に係る記録を同年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月5日から同年12月28日まで
② 平成14年4月25日から同年5月13日まで

船員手帳によると、私は、申立期間①は船長としてB氏が所有するC丸に、申立期間②は甲板員としてA氏が所有するD丸に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した船員手帳の乗船記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、各船舶所有者が所有する船舶に乗船勤務していたことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人が記憶する同僚の氏名が、オンライン記録により、申立期間②当時、A（船舶所有者）で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、当時のD丸の乗組員について、「日本人は、自分も含めて4人、外国人は2人の合計6人であった。」旨を供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、同氏で船員保険の被保険者資格を取得している同僚が5人（日本人名3人及び外国人名2人）確認できることから、申立人のみが

船員保険料を控除されていなかったとは考えにくい。

また、船舶所有者は、「当時、事務を担当していた妻は既に死亡しており、詳細は不明であるが、船員保険には乗組員全員を加入させていたと思う。」旨を供述している。

さらに、申立期間②の頃に、A（船舶所有者）で船員保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「当時、乗組員全員が船員保険に加入していたはずである。」旨を供述している上、当該同僚が氏名を挙げた複数の同僚は、オンライン記録により、いずれも同氏で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同じ職種でD丸に乗船勤務していた同僚の平成14年4月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考える上、当時、D丸の船員保険に係る各種手続を行っていた、E支所が保管する船員保険被保険者資格取得届（副）に申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①について、B（船舶所有者）の当時の事務担当者は、「当時は、船員保険に加入させるかどうかは、本人の希望制であった。」旨を供述しており、また、当時の同僚からも、「私は、他の同僚と一緒に船主と交渉し、船員保険に加入させてもらった。」旨の供述が得られた上、申立人が氏名を記憶する同僚の中には、オンライン記録において、申立期間①当時、同氏で船員保険に未加入である者が確認できることから、申立期間①当時、申立人についても、船員保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間①を含む前後の期間について、オンライン記録を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡は認められず、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資

料は無く、当時の同僚からも申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除についての供述は得られない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月ごろから31年3月ごろまで

私は、昭和30年3月ごろから31年3月ごろまで、A社に臨時職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の氏名がB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる上、当該同僚の供述から、申立人は同事業所のC支所に臨時職員として勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同事業所に勤務していた期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和30年6月1日とされており、申立期間のうち、30年3月ごろから同年5月31日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する複数の同僚は、申立期間後の昭和32年7月1日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、D社（B社から名称変更）は、「人事記録を見ると、この同僚は、昭和21年ごろからB社に勤務しており、32年7月1日にそれまでの日雇用から月雇用へと変更され、当該変更時点で厚生年金保険に加入させている。このような取扱いは他の臨時職員でも確認できるので、当時は、日雇用から月雇用へと変更された時点で厚生年金保険に加入させていたようである。」旨を供述している。

加えて、申立人の夫が勤務していた事業所が保管する社員台帳を見ると、申立人は、昭和29年1月から42年2月まで、家族手当の支給該当者とされ

ていることが確認でき、申立期間は申立人の夫の被扶養者であったものと考えるのが自然である上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 6 月に、私の姉や知人と一緒に A 社に入社し、34 年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚等の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、当該同僚等の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人と一緒に A 社に入社した 2 人のうち、申立人の姉は同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる上、複数の同僚の供述により、3 人の中で最後に同社を退社したことが推認できる知人は、同社が厚生年金保険の事業所として新規適用された昭和 32 年 6 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A 社には、中学校を卒業した年に入社し、2 年間ほど勤務した。」旨を供述していることから判断すると、申立人は、申立期間前である昭和 30 年 6 月ごろに A 社に入社し、同社が厚生年金保険の事業所として新規適用された 32 年 6 月 1 日には同社を退職していたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間を含む前後の期間について、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記録が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない上、申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。